

令和 6 年度中小企業活性化施策実施状況報告書を作成しました

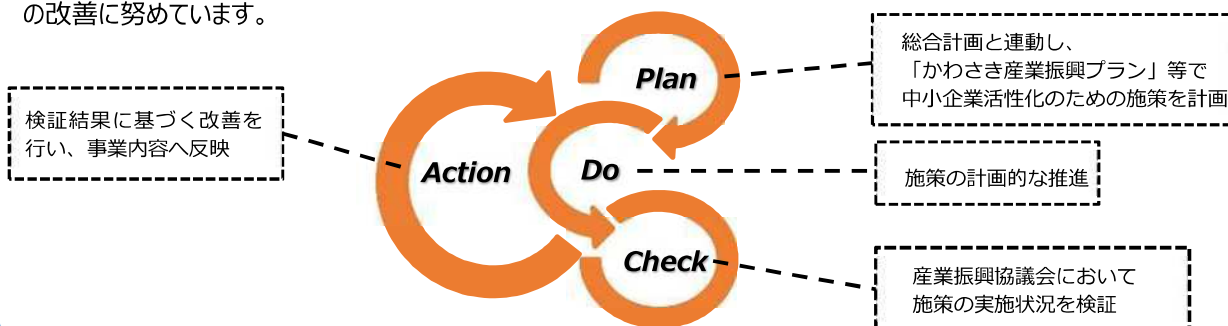
「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、令和 6 年度に実施した中小企業活性化施策の実施状況、附属機関での検証結果及び検証結果を踏まえた今後の対応内容を報告書として取りまとめました。令和 6 年度は、起業・創業支援、人材確保・育成支援、海外展開支援等の全 33 事業について検証を行いました。

今後、附属機関からいただいた意見を踏まえ、検証結果を適切に施策に反映してまいります。

「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の特徴と取組

川崎市では、市内中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、平成 28 年 4 月に「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を施行し、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進しています。

本条例では、8 つの中小企業活性化施策※を定め、その実施状況について、有識者や市内の産業関連団体で構成される附属機関である「川崎市産業振興協議会」において検証し、その検証結果を施策に適切に反映させ、施策の改善に努めています。



※中小企業活性化条例で規定する 8 つの中小企業活性化施策

第 12 条	創業、経営の革新等の促進
第 13 条	連携の促進
第 14 条	研究及び開発の支援
第 15 条	経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮
第 16 条	地域の活性化の促進
第 17 条	人材の確保及び育成
第 18 条	海外市場の開拓等の促進
第 19 条	受注機会の増大等

中小企業活性化条例で規定する中小企業活性化施策（主なものを抜粋）

条 文	条例に基づく中小 企業活性化施策	令和 6 年度の主な取組	実施状況に対する主な附属機関か らの検証意見	令和 7 年度以降の取組
第 14 条	研究及び開発の支 援	・新川崎・創造のモリの機能更新に関する取組 ・K² タウンキャンパスと連携した産学交流の機会創出 ・量子コンピューティング技術の普及促進 ・AIRBIC を拠点としたオープンイノベーションの推進	量子関連の研究をしている企業や人等呼び寄せ、「量子のまち」としてプラットフォームを作り、色々な観点から量子コンピュータで何ができるかを検討していければ良い。	量子イノベーションパークの実現に向けて、その中核となる新川崎・創造のモリの機能更新に取り組むとともに、令和 7 年度から新たに実施する量子技術を活用した地域課題の解決に向けた実証モデル事業や、新川崎・創造のモリへの企業等の誘致・集積を目的とした、国内外の量子関連企業に対する情報発信の強化に取り組む。
第 16 条	地域の活性化の促 進	・意欲ある商業者の発掘・育成等の支援 ・商業者のデジタル化等の支援 ・商店街施設整備の支援 ・商店街が実施するイベントや課題解決に向けた取組への支援 等	商店街に加入しない個店も増えてきているが、入ってもらうためには魅力のある商店街であることが必要なので、商店街の活性化に向けて支援を強化してほしい。	「川崎市商店街魅力アップ支援事業補助金」でバルやまちゼミなど個店への誘客を図る取組などイベント開催への支援を継続するとともに、商店街や中小企業団体等が設置する街路灯の LED 化や防犯カメラの新設、施設の撤去等が適切なタイミングでなされ、商店街の活気が保たれるよう、継続的な支援を行っていく。

報告書及び概要版は、次のホームページから御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000073236.html>

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部企画課 勝山

電話 044-200-2360